# 平成24年度事業計画

平成 24年 3月13日 財団法人 全日本剣道連盟

本連盟は、わが国の伝統と文化に培われた剣道の普及・発展を図るとと もに、心身の錬磨による人造りとわが国社会の健全な発展に貢献することを目 指す。

このために、日本の剣道界を統括し代表する団体として、以下の基本方針ならびに重点方策に基づき、平成24年度の事業を展開する。

なお、本計画は、平成20年12月1日に施行された「新公益法人制度」に基づき、平成24年4月1日付をもって一般財団法人に移行するため、 その初年度事業計画となる。

#### 第1. 基本方針

「剣道の理念」に基づき、社会から高く評価される活力ある剣道界のさらなる発展の実現を目指し、国内外各層への剣道普及を図る。

#### 第2. 重点方策

- 1. 伝統文化としての剣道の正しい普及と発展のために、教育の充実を図る。
- 2. 中学校武道必修化に伴う剣道の課題を検討して諸施策を立案し、その推進を支援する。
- 3. 指導・教育体制の強化を通じて、質の高い剣道を育てる。
- 4. 称号・段位制度の主旨の徹底と適正な運用を図る。
- 5. 試合・審判規則とその細則ならびに運営要領を厳正に運用し、指導法と連携を図り 審判による試合内容の充実と活性化を図る。
- 6. 国際剣道連盟の活動を支援し、海外を含めた剣道諸団体の健全な育成・強化を図る。
- 7. 資産の効率的な運用と業務処理の効率化による経費節減に努め、財政基盤の強化を図る。
- 8. 一般社会の剣道への理解を深めるため、広報ならびに文化関係事業の展開に注力する。
- 9. 本連盟設立60周年を迎えるにあたり、剣道の普及発展に繋がる記念事業を展開する。

#### 第3. 重点事項

主な事業(大会、審査会、各種講習会等)は、平成24年度行事日程表(添付)のとおりである。 主な重点項目は、一般財団法人移行に伴う諸規定の整備および見直し、平成24年度から全 面実施される中学校武道必修化への対応、第15回世界剣道選手権大会への支援とする。

#### 1. 大会

- (1) 主催各大会を実施し、その充実を図る。
- (2) 諸団体の行う重要な大会を後援し、その充実に協力する。

### 2. 普及

剣道の質の向上に努めるとともに現場への浸透を図る。

- (1) 指導、教育、普及の実効をあげるため、各種講習会の充実と現場への浸透を一層推進する。
- (2) 都道府県剣道連盟(以下、都道府県剣連という。)を主軸とした新しい普及体制の確立 を図る。このために、全剣連後援講習会など都道府県剣連等が行う指導者育成強化の ための教育活動に対する支援を強化する。
- (3) 本連盟刊行の各種規則類、教材および資料の現場への浸透を図る。
- (4) 剣道への参入者を増やすための指導方策を検討し推進する。
- (5)「礼法」の手引書作成のための調査・研究を行う。

#### 3. 学校教育関連

- (1) 小・中・高等学校、大学における剣道の質的向上を図るための方策を検討する。
- (2) 中学校における剣道授業普及のための諸施策を検討し推進する。
- (3) 中学校武道必修化に伴う剣道指導者研修会を実施する。
- (4) 中学校剣道授業を支援するための資料「剣道指導者研修会DVD」を作成する。

## 4. 指導

剣道を正しく伝承するための指導法についての研究および検討を行う。

- (1) 本連盟刊行の「剣道指導要領」、「剣道講習会資料」、「木刀による剣道基本技稽古法」、「剣道社会体育教本」、「剣道授業の展開」の活用を図る。
- (2) 講師要員(指導法)研修会を実施し指導法講師の育成を図る。
- (3)「木刀による剣道基本技稽古法」を基盤にした効果的な指導法(初心者・初級者・中級者・上級者)の研究を行い普及を図る。
- (4) 各委員会と連携し、指導法を活用した剣道を正しく国内外に普及・推進する。

#### 5. 称号·段位

称号・段位審査規則に基づく審査の適切、公正な実施と、審査業務および審査会の合理的運営を図る。

- (1) 称号、段位の審査方法について調査・研究を行う。
- (2) 審査会のより適正な運営を図る。

### 6. 試合·審判

試合・審判規則とその細則、運営要領の適正な運用を図る。

- (1) 審判として適正な試合運営能力を養い、指導力の向上を図るため、実践的研修を行う。
- (2) 剣道用具の仕様の適正化を図る。
- (3) 研修会・講習会を通して女子審判員の育成、審判技術の向上を図る。
- (4) 各国の審判員育成ならびに、審判技術の向上に向け支援を行う。

### 7. 強化

剣道の力量・質等を兼ね備えた剣士の育成・強化を図る。

- (1) 第15回世界剣道選手権大会の代表選手の強化を図る。
- (2) 世界選手権大会終了後も引き続き、全日本代表候補選手の強化を図る。
- (3) 剣道の将来を担う青年層の中核となる剣士を養成するため、選抜特別訓練講習会を実施する。
- (4) 中堅剣士講習会の趣旨を徹底し、各剣連の中核となる剣士の錬成強化と指導力の養成に努める。

#### 8. 居合道

各種講習会において全剣連居合の普及・振興を図り、その徹底に努める。

- (1) 中央講習会および地区講習会において全剣連居合の普及を図る。
- (2) 審査員ならびに審判員となる者に対して古流の研鑽を推奨し、その修得に努める。
- (3) 居合道普及のための調査・研究を行う。
- (4) 中堅指導者の技術および指導力の向上を図る。

## 9. 杖道

全剣連杖道の普及・振興を図り、その徹底に努める。

- (1) 中央講習会および地区講習会において全剣連杖道の普及を図る。
- (2) 審判員ならびに審判員となる者に対して杖道の研鑽を推奨し、その修得に努める。
- (3) 杖道普及のための調査・研究を行う。

#### 10. 社会体育指導員養成

初級・中級・上級各養成講習会および各更新講習会の充実と有資格者の活用を図る。

- (1) 新受講資格で行われる講習会の運営の充実を図る。
- (2) 中学校武道必修化に対応できる指導者の養成とその活用について、関係機関との連携を図る。
- (3) 各更新講習会の今後のあり方について検討する。

## 11. 国際

各国の剣道連盟の独自性を尊重しつつ、剣道の理念を正しく伝達することに努め、剣道の普及を促進する。

- (1) 国際剣道連盟の事務ならびに運営への援助・協力を行う。
- (2) 国際剣道連盟との連携の下に、海外の剣道界の動きを注視しながら、各地域連盟の組織化を支援する。
- (3) 海外への指導者の派遣、外国剣道連盟・団体への剣道具の提供、英文の剣道資料の作成・配布を行う。
- (4) 外国人夏期講習会を実施する。
- (5) 第15回世界剣道選手権大会に選手団を派遣する。
- (6) 第15回世界剣道選手権大会開催・実施の業務支援を行う。
- (7) 第16回世界剣道選手権大会の日本開催に向けた準備を進める。
- (8) 国際競技団体連合(スポーツアコード)の武術大会への対応業務支援を行う。
- (9) 英文ホームページの充実を図る。

#### 12. 本連盟設立60周年記念事業

- (1)全剣連設立60周年記念式典を実施する。
- (2) (仮称)「全剣連の記録-この10年-設立60周年記念出版」を発行する。
- (3) 主催大会に「全剣連設立60周年記念」の冠を付し、記念品、表彰など厚く配慮する。
- (4) 全剣連ホームページのリニューアルを行う。
- (5) 高段者名簿を発行する。

### 13. 広報活動ならびに物販事業

多角的な広報活動を通じ剣道への認識を深めるとともに、剣道への参入者増加を図るための諸施策を推進する。

- (1) 「剣窓」の内容充実と購読者数の増加に努める。
- (2) ホームページおよびソーシャルメディア(ブログ・ツィッター等)を活用して発信機

能を高め、情報の充実と正確かつ迅速な情報発信に努める。

- (3) 情報提供を通じマスコミとの一層の連携を深め、剣道の正しい認識と普及に努める。
- (4) 大会等の録画、録音および全剣連頒布物等の知的財産権に関する処理を適切に行う。
- (5) 都道府県剣連のホームページ充実のための支援を行う。
- (6) 頒布品販売システム(オンラインショップを含む)を活用し、頒布品の販売サービス の向上に努める。
- (7) 剣道カレンダーの作成・頒布を行う。

#### 14. 文化関係事業

- (1)「剣道映像博物館」、「北の丸書庫」の資料等、研究者に対する情報サービスの充実に 努める。
- (2) 第11回剣道文化講演会を実施する。
- (3) 第16回写真コンテストを実施する。

# 15. 資料

東西の資料小委員会の活動を通じ、剣道に関わる歴史的、文化的に価値ある資料の収集、整理、保存に努めるとともに、調査研究成果の刊行、頒布などを行う。

### 16. 安全、医・科学関係

- (1) 剣道における心身の健康・安全に関する調査を進めるとともに、その成果の周知を図るため、ホームページ上でタイムリーな情報の提供に努める。
- (2) 剣道用具の品質の向上と改良については、製造業者への指導等を通じて安全性と機能性の向上に努める。
- (3) 竹刀および剣道具の規格の遵守徹底を図る。
- (4) 訓練講習会への医・科学的支援を充実する。
- (5) アンチ・ドーピング委員会の強化・充実を図り、WADA(世界アンチ・ドーピング機構)・JADA(日本アンチ・ドーピング機構) 規程に基づいた活動を展開する。
- (6) アンチ・ドーピングおよび関連する健康管理(コンディショニング)の情報提供に努め、 一般剣道愛好家も含めた啓発活動を推進する。

## 17. 長期方策の検討

剣道の長期的発展に向けての基本的方策を策定する。

- (1) 全剣連の長期の業務のあり方について調査・研究を行う。
- (2) 道場建設のための調査・検討を行う。

## 18. 情報処理関係

全剣連の基幹システムの再構築を推進する。

- (1) インターネットを活用した審査会受審申請および合格者登録申請のシステム化を推進する。
- (2) 審査会システムの再構築を検討する。

## 19. 総務、経理関係

連盟運営の合理化・効率化を推進する。

- (1) 新法人移行に伴う業務の適正化と事務局諸規則等の見直しを図る。
- (2) 各種事務処理を効率的に遂行し、運営経費の節減、管理費の抑制に努める。
- (3) 職員の職務遂行能力の向上、自己啓発活動を支援する。

# 20. 表彰事業

剣道発展のために顕彰制度の適切な運用を行う。

## 21. 対外関係

関係団体に対する援助・協力、その他関係先との連携強化に努める。

- (1) 都道府県剣連、全国組織剣道関係団体との連携の緊密化を図り、その剣道普及振興への援助と協力を行う。
- (2) 剣道に対する理解・評価を高めるため、関係官庁および関連団体、報道機関等との関係の円滑化を図る。

以上